

富士市母子生活支援施設入所基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令代74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所資格)

第2条 母子生活支援施設に入所できるものは、富士市内に居住する保護者が、配偶者のない女子又はこれに順ずる事情にある女子であって、その者の看護すべき児童の福祉にかけるところがあると認められる、保護者及び児童とする。

(面接記録票の作成)

第3条 福祉事務所長は、担当職員をして入所希望者との面接を行い、面接記録票（第1号様式）を作成するものとする。

(入所の申し込み)

第4条 法第23条第1項の規定による母子保護の実施を希望するものは、母子生活支援施設入所申込書（第2号様式）に次の書類を添付して福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 健康診断書（第3号様式）
- (4) 当該年度分市町村民税及び前年分所得税の課税額を証明する書類

(入所の決定)

第5条 福祉事務所長は、法第23条に規定する入所を決定したときは、その旨を母子生活支援施設入所決定通知書（第4号様式）により保護者に通知するものとする。

(入所委託)

第6条 福祉事務所長は、所管外の母子生活支援施設に入所させる場合は、母子生活支援施設入所委託書（第5号様式）により当該施設長に委託するものとする。

(入所の解除)

第7条 福祉事務所長は、法第23条による入所を解除したときは、母子生活支援施設入所解除通知書（第6号様式）により保護者及び施設長に通知するものとする。

(費用の徴収)

第8条 福祉事務所長は、法第56条第1項の規定に基づく費用の徴収については、国の定める基準により、入所者から徴収するものとする。

(費用の見直し)

第9条 福祉事務所長は、毎年度7月に入所世帯の費用認定の見直しを行うため、次により入所世帯の階層区分を確認するものとする。

- (1) 被保護世帯の確認は、当該福祉事務所に照会するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を入所者から徴して行うこと。
- (2) 当該年度分市町村民税及び前年分所得税の課税状況の確認は、当該市町村に照会するか、又は課税額を証明する書類を入所者から徴して行うこと。
- (3) (1)から(2)までによって確認した場合においては、階層区分認定表(第7号様式)を作成し、これを児童記録に添付しておくこと。なお、入所者へは母子生活支援施設入所者負担金額認定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。